

健 発 0201 第 2 号
平成 31 年 2 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 20 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 9 号）については、本日別紙 1 のとおり公布され、施行された。改正の概要は下記のとおりである。

また、これに伴い、別紙 2 のとおり「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。以下同じ。）へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、第 25 回厚生科学審議会感染症部会（平成 30 年 6 月 15 日開催）及び第 23 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（平成 30 年 8 月 8 日開催）において了承された、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）の一部改正については、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第 30 回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）（平成 31 年 1 月 28 日開催）において当分の間据え置くことが決定されたことを申し添える。

記

第一 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

風しんに係る定期接種については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定により、幼少期にある者を対象に、予防接種を受ける機会を確保している。

昨年 7 月以降の風しんの発生状況等を踏まえ、厚生労働省として昨年 12 月に取りまとめた風しんの追加的対策に基づき、予防接種法施行令の一部を改正し、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた（現在 39 歳から 56 歳）男性を、風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加することを規定する。

2 施行期日

公布の日（平成 31 年 2 月 1 日）

第二 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

上記政令改正により、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種を行うことに伴い、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）を改正し、追加的対策に係る予防接種を風しんの第 5 期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者を規定する。

また、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）を改正し、風しんの第 5 期予防接種について、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること及び接種量を 0.5 ミリリットルとすることを規定する。

2 施行期日

公布の日（平成 31 年 2 月 1 日）